

2012年11月28日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳 様

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会
代表取締役社長 岡村

申入書についての回答

2012年10月30日付けの貴団体の申入書（以下「貴申入書」といいます。）について、以下の通り回答いたします。

1. はじめに

弊社としましては、本件目論見書につき、景品表示法に反する表示はないと考えておりますが、貴団体の申し入れの内容を真摯に受け止め、投資家により一層わかりやすい目論見書をご提供するという観点から、本件目論見書における「為替ヘッジ等」の記載を変更することといたしました。

なお、本書面において「本件目論見書」、「為替ヘッジ等」といった用語は貴申入書に記載されたものと同じ意味で使用いたしております。また、お申し入れの対象商品であるUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）及びUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）を併せて「本件商品」と呼んでおります。

2. 景品表示法に反するとのご指摘について

ご指摘いただきました事項に関しまして、弊社において真摯に検討いたしましたが、本件目論見書中のご指摘の為替ヘッジ等の記載は、本件商品について、景品表示法に違反する「実際のものよりも著しく優良」な表示にはあたらないと考えておりますので、以下簡単に弊社の考え方を述べさせていただきます。

(1) 属性区分における用法との不整合というご指摘について

本件目論見書では、属性区分において使用する「為替ヘッジ」という用語と、属性区分以外の箇所において使用する「為替ヘッジ」及び「為替ヘッジ取引」とでは、ヘッジの対象となる通貨が異なります。しかし、この用法をもって、ご指摘のような「為替リスクがある、あるいは、高いにも関わらず、あたかも無い、あるいは、低いような印象」を投資家の皆様に与えるものではないと考えております。すなわち、属性区分における用語の「定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ……でご覧いただけます」と明記し、属性区分の定義については同協会の定義に準拠していることを明示していることに加え、為替ヘッジの有無の表示においては、円コースに関する場合は「あり（フルヘッジ）」と、豪ドルコース以下の円以外の通貨コースに関する場合は「なし」と明確に表示していることから、円コース以外については対円での為替リスクのある商品であることは十分にご理解いただける内容となっていると考えております。

また、属性区分以外の箇所で「為替ヘッジ」や「為替ヘッジ取引」という表現を使用する場合には、「組入外貨建資産において各通貨で為替ヘッジを行います。」などという形で、対各選択通貨でのヘッジや取引であることが明らかとなるように表示しております。そして、投資リスクの一つとして掲げている為替変動リスクに関する説明においては、「投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として対各関連通貨で為替ヘッジを行いますので、基準価額は当該関連通貨の為替変動の影響を大きく受けます。」と記載し、為替ヘッジはあくまで対各選択通貨で行われるものであり、円建てで表示される基準価額との関係では同選択通貨の為替変動の影響を大きく受け商品であることを明示しております。したがって、本件商品をお買い求めいただく投資家の皆様に対円での為替リスクのある商品であることはご認識いただける表示をしていると考えております。

(2) イメージ図における「為替ヘッジ取引」という用法へのご指摘について

本件目論見書には投資信託協会細則中のイメージ図に準拠した図を掲載し、同細則中のイメージ図と同様に、投資対象資産の通貨（例えば、UBS 世界公共インフラ債券投信の場合には、米国ドルを中心とする通貨）と選択通貨（本件目論見書ではヘッジ対象通貨と呼んでいます）との間の為替取引を「為替ヘッジ取引」と表示しています。これは選択通貨と外貨建資産の通貨との間で為替取引を行うことにより、選択通貨に対する外貨建資産の通貨の為替リスクを低減する目的の為替取引を行うことから「為替ヘッジ取引」という表現を用いたものです。そして、本件目論見書記載のイメージ図の下半分には、「円に対してヘッジ対象通貨」がどのように為替変動した場合に為替差益や為替差損が生じ得るかという点について、わかりやすく図示しております。

したがって、本件目論見書記載のイメージ図全体をご覧になっていただければ、図中の「為替ヘッジ取引」とは対円での為替リスクを低減させるものではないことについて投資家の皆様にご認識いただけたと考えております。したがって、この図において為替ヘッジ取引という言葉を使用することによって、本件商品が対円での為替リスクを低減させる手法を使用したものであるとの誤解が生じ、消費者の志向と著しく異なる性質の商品を選択する危険性を引き起こすといったことはないと考えております。

(3) その他の用語の使用の不整合というご指摘について

貴申入書においては、そのほかにも弊社設定の他の投資信託や他社の投資信託等において、「為替ヘッジ」という表現は、円に対する外国通貨の為替リスクを低減する手法がとられた商品に使用されているため、本件目論見書における「為替ヘッジ」という表示が投資家に誤解を与えるとのご指摘をいただいております。確かに、いわゆる通貨選択型ファンド以外のファンドにおいては、「為替ヘッジ」という表現が対円での外国通貨の為替リスクを低減する手法という意味で使われている例がございますが、本件目論見書においては、上記の通り為替リスクや取引手法に関して種々のご説明をしており、本件目論見書の内容は、本件商品が対円での為替リスクの低い商品であるとの誤解を与えるものではなく、投資家に対して実際のものよりも著しく優良な表示をしたとはいえないと考えております。

(4) 小括

以上のような点から、弊社としましては、本件目論見書における「為替ヘッジ等」の表示は商品の内容についての「実際のものよりも著しく優良」な表示にあたるものではなく、景品表示法には反しないと考えております。

3. 今後の対応について

2. で申し上げましたとおり、弊社としましては本件目論見書の属性区分以外の箇所における「為替ヘッジ等」の使用が、景品表示法に反するものとは考えておりません。しかし、貴申入書の内容を真摯に受け止めるとともに、投資家の皆様にとってよりわかりやすい説明となるよう、本件目論見書の属性区分以外の箇所における「為替ヘッジ等」の記載を変更することいたしました。具体的な内容につきましては、現在弊社内にて検討を進めております。

以上